

令和3年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
32	意見1	総務学事課	私立学校振興活動費補助	<p>〔補助対象経費の限定について〕</p> <p>当初予算と決算額の乖離について、不祥事やコロナ禍が原因の年度もあったことにもよるが、ここ数年実績が当初予算を大幅に下回っている現状がある。</p> <p>また、実績報告書の支出内容については、県で各証跡資料との突合せが行われているが、現状では、補助金の詳細な資金使途は私学協会に全面的に委ねられている。しかし、青森県の私立学校の教員全体の資質向上を目的とするのであれば、県が指定する使途(例えば研修テーマが内容レベルともに補助の趣旨に沿うものであるか等の審査に適ったもの)に限定することも考えられる。</p> <p>さらに、私学協会が主体的に行う活動費の補助を実施している自治体(都道府県)は、全国的に少数であるのが実態である。</p> <p>以上を勘案すると、当初予算の策定及び交付要綱の策定から実績報告書の審査に至る過程において、補助金の目的に沿った有効な使い方がなされているかどうかという視点で、補助対象経費を限定していくことを検討することが望ましい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会等が開催できず、執行率が低い状況が続いていたが、令和4年度においては年度当初の予定どおりに研修会等を開催し、予算額と決算額の乖離は解消された。</p> <p>本事業は、私学協会が実施する私立学校の教職員研修事業等に対して補助するもので、全ての学校種の教職員の資質向上等の取組を支援し、本県教育の振興に資する重要な事業であることから、各種研修会で学んだ内容については、学校内で共有させ、私学の教員全体の資質向上に確実につなげるよう、現地調査時に口頭で伝えているところである。現地調査の際に引き続き指導を行っていただくだけでなく、交付要綱策定時や交付申請があった際などに書面等においても指導を行っていく。</p>
35	意見2	総務学事課	私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助	<p>〔補助金の効果測定の方法について〕</p> <p>県の補助率は全国で最下位かつ全国標準値の3分の1以下であり、極めて低い水準になっている。一方、当該退職金財団は、財政健全化のため①加盟する学校法人の負担金率引上げ②運営管理費の削減③新規加入者の確保、に取り組んできた。しかし、負担金率の引き上げは加盟する学校の負担増であり、この先の増額は限定的であるといわざるを得ない。特に幼稚園は小規模な園が多く、ここ数年負担金率も同率で実質上限に達している。また、多額の負担金を嫌って退職金財団への加盟をしていない事例もあると聞く(13法人)。県では、当財団に加盟しない法人毎の個別具体的な理由までは把握されていないが、中には経営が思わしくなく教職員の退職金の支払いにも窮しているところもある可能性は否定できない。加盟するかどうかは法人の任意ではあるものの、加盟した法人には、県だけでなく国からの補助も出るため、教職員にとっては安全な退職資金が外部機関にプールされることは望ましいことに疑いない。</p> <p>県は財団に対して財政健全化を急がせることで、このような加盟をためらわせるような事例を出さないよう、新規加盟者にも配慮したバランスのとれた対応を退職金財団に促す必要がある。その際、県は、退職金財団が新規加入者の獲得についてどのような努力をしているかヒアリングを実施した結果をスコアリングする等、定性的な評価も行い、保有割合だけでなく、本来同基金が私学の教職員のセーフティーネットとしての制度であることにも配慮したバランスのとれた評価を実施することが望ましいものとする。</p>	<p>財団の自主的な取り組みを促すため、令和3年度の補助事業からは、新規加入率を原則100%とすることや、収入確保に向けた取組(負担金収入増・運用収益増・管理費削減等)の内容について記載させることとしており、経営基盤強化に向けた財団の具体的な取組についての把握を行っている。</p> <p>意見のあった事項についても、財団の取組状況等を聴取しながら、現在着実に進みつつある財政健全化をより進展させていくとともに、効果的な補助制度となるよう協議を続けていく。</p>
60	意見13	保健衛生課	結核予防事業費補助	<p>〔結核予防事業計画書の様式の見直し〕</p> <p>県は補助金申請時の提出書類として、第1号様式「結核予防補助金交付申請書」、第2号様式「結核予防事業計画書」、第3号様式「補助金申請額内訳書」及び第4号様式「収支予算書」の4つの様式を定めている。このうち「結核予防事業計画書」では、補助対象となる健康診断の実施人数を、医療機関実施分と保健所実施分の別に記載する様式となっている。</p> <p>しかし、本件補助金で対象となるのは医療機関で実施した健康診断のみであり、保健所実施分の記載欄は不要である。業務効率化の観点から、様式の見直しを行い、不要な記載欄は削除することが望ましい。</p>	<p>青森県結核予防補助金交付規程の改正に伴い当該様式(「結核予防事業計画書(実績書)」)から「保健所実施分」の欄を削除した。</p>

継続対応

継続対応

令和3年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
105	意見 34	団体経営改善課	農業近代化資金利子補給費補助	<p>[規則と契約書間の支払期限に関する規定の不整合について] 青森県農業近代化資金利子補給規則(以下、この項において「規則」という。)には以下のとおり定められている。 (利子補給金の支払) 第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払うものとする。 一方、県と各金融機関は農業近代化資金利子補給につき農業近代化利子補給契約書(以下、この項において「契約書」という。)を締結しており、以下のとおり定められている。 第8条 甲(青森県)は、乙(金融機関)から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。 規則では、請求書を受理した日から三十日以内に支払う事を求めているのに対し、青森県と各金融機関が締結した契約書では、請求書を受理した日の属する月の翌月中に支払う事を求めており、支払期限の定めにより不整合が生じている。実際の支払いは、規則に基づき請求書を受理した日から三十日以内に実施しており、当該規則を遵守する事で契約書の支払条件を満たしている。 しかし、規則と契約書との間で支払期限の定めにより不整合が生じているのは事実であり、これにより事務手続きが煩雑となる可能性がある。なお、農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助では、青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則と農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書とで支払期限の定めにより不整合は生じておらず、両者共に請求書を受理した日から三十日以内に支払うものとしている。 規則と契約書との間に生じている支払期限に関する規定の不整合は、解消されることが望ましい。</p>	<p>農業近代化資金利子補給契約を締結している融資機関と変更契約を締結し、不整合を解消した。また、変更契約に係る説明を行った際に、契約終了を申し出た融資機関とは、農業近代化資金利子補給契約の終了合意書を取り交わした。</p>
116	意見 36	構造政策課	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費、管理事務費))、(機構事業推進費)	<p>[交付要綱の区分の簡素化について] 補助対象が細かく区分されて交付要綱に定められており、予算要求の区分も当該交付要綱の区分毎に行われている。また、予算作成や実績作成もその区分毎に個別の経費の振り分けや共通経費の案分をしており、県予算の上限に収まらない経費は、支援センターの自己負担として自主財源に付け替えるよう、県が支援センターに指導している(支援センターには多少の手数料収入があり、自主財源を保有している)。なお、当該区分は、過年度に国費で100%賄われていた事業に係る経費が、その後徐々に削減されていく過程で発生した区分であり、実際の請求、決裁、支払等は一括して行われている。にもかかわらず、県予算と支援センターの財源との間で経費を付け替えたり、県費で賄われる部分をさらに詳細に区分して経費を配分する労力をかけることに、あまりメリットはないものと思われる。 以上より、交付要綱の区分を簡素化することにより事務の簡素化を図ることが望ましい。</p>	<p>令和5年度当初予算から一般管理費の人件費と管理事務費の統合について財政課と協議し了解を得た。(これに係る交付要綱の一部改正を行い、令和6年度から運用を始める。)</p>
152	意見 46	誘客交流課	あおりMICE開催費補助	<p>[小規模MICE補助の補助対象市町村の特定化について] 小規模MICE補助は、小規模MICEを実施している市町村を対象に、市町村が交付した補助金に対し、県が補助金を交付するものである。事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。県としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村ではDMO(観光地域づくり推進法人)や観光コンベンション協会が小規模MICEの誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模MICEを実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から問題である。 今後、DMOや観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。</p>	<p>当補助金は、令和5年度までは継続して補助し、令和6年度から廃止にする。 【廃止する理由】 ・現在小規模MICEは県内3自治体で実施されているが、うち2自治体では既に自主財源で運営している。 ・小規模MICEを実施しているCBやDMOへのニーズ調査を行ったところ、当補助金を利用するニーズは多くない。 以上のことからCBやDMOを含め各市町村では、県の補助がなくとも小規模MICEを運用することができると判断し、当補助金は廃止とする。</p>

継続
対応

令和3年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
168	意見 52	生涯学習課	在学青少年育成費補助	<p>〔講演聴取機会の拡大、内容の公開検討について〕</p> <p>当事業で実施している「高校生のための講演会(以下、この項において「講演会」という。)」は、青森県人として誇りを持ったところ豊かな若人の育成と、県教育界の発展を目的として昭和51年に開始され、令和2年度で46回目を迎えた歴史ある事業である。これまでの講師を見ると、青森県にゆかりのあるオリンピックメダリスト、作家、上場企業役員、音楽家、大学教授等の各分野で活躍する名立たる面々である。</p> <p>補助金交付先である東京県人会が毎年作成している講演の要旨と生徒の感想文を掲載した「講演集録」を閲覧したところ、講演者が情熱をもって生徒に語りかけている様子、それにより生徒が新しい知識や気付き、刺激を受けている様子が読み取れた。率直な感想として、当事業は青森県の高校生の感受性・想像力を豊かにし、青少年の成長の一助となる効果的なものであると感じる。また、講師は、ゆかりのある青森での青少年教育という観点から講演を引き受けているものと推察され、報償費は一般的な相場と比較してかなり低額なものであり、効率性・経済性の観点からも優れている。したがって、出来るだけ多くの県内高校生に講演を聴く機会を与えることが、事業目的達成の観点から望まれる。</p> <p>近年の講演会は、毎年原則として6校で開催しているが、県内には80校弱の高校がある。一つの高校にて約13年に1度講演会が行われる単純計算となり、多くの高校生は講演を聴取する機会がないといえるだろう。県予算の制約や、補助金交付先である東京県人会の事務制約等はあると考えられるが、当講演会を聞いた生徒一人の未来が変わる可能性があることまでを考慮した場合に、実施回数の拡大を望みたい。</p> <p>また、講師の許可が得られた場合に、講演の要旨をインターネットで公開する、講演会を録画してYOU TUBE等で公開するといった方法の検討も望まれる。</p>	より多くの県内高校生に講演内容を知ってもらう機会を増やすため、東京県人会と協議の上、講演の要旨をインターネットを活用して公開した。
170	意見 53	文化財保護課	文化財修理費補助	<p>〔補助事業の効果測定指標について〕</p> <p>上記の文化財は、早急な修理工事が必要と認識されているが、その持ち主の意思表示だけで修理が行われず、文化財の価値が失われる恐れがある状況である。一方で、オの文化財のように予算計上されていながらもかかわらず、その後修理自体が取りやめになる事態も発生している。</p> <p>現状において、補助事業の成果は修理の件数でしか測定されていないが、その弊害として、文化財としての価値を守るために可及的速やかな修理工事が必要とされている文化財と比較的猶予のある文化財が同列に1件の成果として測定されてしまうことが挙げられる。</p> <p>貴重な文化財を保護する観点から、修理すべき文化財に時間的な優先順位を付けて、必要な修理が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。</p> <p>今後、県内文化財の保存修理費の効果測定に関して、各々の文化財の価値を維持するためには、どの期間に修理を実施すれば良いのか、すべての文化財を網羅的に調査し、時間的な優先順位を付ける等をしたうえで、文化財の保有者に適切に保存修理を促していくことが望ましい。</p>	各市町村への補助金要望照会時に、今後10か年の事業計画作成を依頼するとともにヒアリングを実施している。その上で県で委嘱している各市町村の文化財保護指導員からの報告等を総合的に勘案して事業の優先順位を検討し、採択を行っていくこととした。
173	意見 54	文化財保護課	文化財保護協会費補助	<p>〔補助事業の効果測定について〕</p> <p>現在「みちのく双書」の刊行は、実質的に青森県文化財保護協会会員の有志に支えられている状況であると言える。今後、青森県文化財保護協会の会員の高齢化が進むことになれば、協会としての継続性及び県内古文書の復刻事業自体の継続性に疑義が生じるおそれがある。少なくとも、現在の補助金額と同程度の経費によって、同様の事業を継続することは困難であると推定される。</p> <p>「みちのく双書」は会員有志に支えられているが、仮にこれに匹敵する刊行物を外注で委託した場合のコストがどの程度であり、どれだけのベネフィットが得られていたかの定量的な事業効果測定指標の導入も今後考えるべきものと思料する。</p> <p>本補助事業により成果を定量的な金額として測定することにより、今後の事業計画に役立てる観点が必要であると考え。</p>	「みちのく双書」の刊行業務について、外注できる業者の有無等について調査した結果、現在と同様の事業ができる業者は無かった。このことから現在の補助事業を継続することとし、その上で、文化財保護協会に対し、会員の増加・若返りを図るよう依頼した。
175	意見 55	文化財保護課	記念物環境整備費補助	<p>〔補助事業の効果測定指標について〕</p> <p>前掲「52. 文化財修理費補助【意見53】」と同様に補助事業の効果測定が件数でしかなされていないが、貴重な記念物の価値を適切に維持する観点から、整備すべき記念物に時間的な優先順位を付けて、必要な整備が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。</p> <p>今後、県内記念物の環境整備費の効果測定に関して、各々の記念物の価値を維持するためには、どの期間に整備を実施すれば良いのか、すべての記念物を対象に網羅的に調査し、時間的な優先度を付ける等をしたうえで、記念物の保有者に適切に環境整備を促していくことが望ましい。</p>	各市町村への補助金要望照会時に、今後5か年の事業計画作成を依頼するとともにヒアリングを実施している。その上で県で委嘱している各市町村の文化財保護指導員からの報告等を総合的に勘案して事業の優先順位を検討し、採択を行っていくこととした。

令和3年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
201	指摘12	こどもみらい課	地域子ども・子育て支援事業費補助(放課後児童健全育成事業)	実績報告書34件中17件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。市町村への指導という措置は、不十分であったと言わざるを得ない。 歳入歳出決算(見込)書抄本において補助事業の対象経費額を明示するかどうかは市町村によって異なっており、記載方法は統一されていない。そのため、一致していることを確認できない市町村が多く、そもそも歳入歳出決算(見込)書抄本を実績報告書の添付資料としている趣旨が失われている。 県は、歳入歳出決算(見込)書抄本について補助事業の決算見込額を備考欄等に明示することを補助要綱等に定め、市町村に対して対象事業費の決算会計処理に関する証明を求めるべきである。	市町村に対して発出する、実績報告書の提出依頼文書の「留意事項」に ①歳入歳出決算(見込)書抄本には、補助事業ごとに対象経費を明示すること。 ②①の金額と補助金精算額調書の実支出額が突合できるように記載すること。 と追記した。
203	指摘13	こどもみらい課	地域子ども・子育て支援事業費補助(地域子育て支援事業)	実績報告書37件中21件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。	市町村に対して発出する、実績報告書の提出依頼文書の「留意事項」に ①歳入歳出決算(見込)書抄本には、補助事業ごとに対象経費を明示すること。 ②①の金額と補助金精算額調書の実支出額が突合できるように記載すること。 と追記した。
205	指摘14	こどもみらい課	地域子ども・子育て支援事業費補助(病児・病後児保育対策事業)	実績報告書18件中2件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。	市町村に対して発出する、実績報告書の提出依頼文書の「留意事項」に ①歳入歳出決算(見込)書抄本には、補助事業ごとに対象経費を明示すること。 ②①の金額と補助金精算額調書の実支出額が突合できるように記載すること。 と追記した。
207	指摘15	こどもみらい課	地域子ども・子育て支援事業費補助(延長保育促進事業)	実績報告書34件中10件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。	市町村に対して発出する、実績報告書の提出依頼文書の「留意事項」に ①歳入歳出決算(見込)書抄本には、補助事業ごとに対象経費を明示すること。 ②①の金額と補助金精算額調書の実支出額が突合できるように記載すること。 と追記した。
218	意見59	労政・能力開発課	認定職業訓練事業費補助	措置内容にある「現場に出向いた確認」が行われている証拠として、中間検査報告書の検査内容の記述を閲覧したが、「訓練施設・設備の状況等を検査、確認した。」という記述は抽象的であり十分でない判断した。また、検査内容及び検査結果の記述は、処分制限が課されている財産がある学校とない学校を対象とした検査において違いがなく、処分制限に関する検査が行われたことを客観的に読み取ることはできなかった。 中間検査報告書の検査内容や検査結果の記録においては、処分制限が課されている設備の状況等を検査確認している事実を具体的に記載することが望ましい。	令和4年度中間検査より処分制限が課されている設備の状況を、中間検査報告書へ具体的に記載することとした。